

平成28年第3回 南風原町議会 定例会 議案の提案理由

議 案	件 名	提案理由 等
議案第38号	南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年号外法律第65号）及び別表第一の事務の内容を詳細に明記するにあたり、南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する必要があるため提案する。
議案第39号	南風原町税条例の一部を改正する条例	外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年法律第226号）の公布に伴い、南風原町税条例の一部を改正する必要があるため提案する。
議案第40号	南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年法律第226号）の公布に伴い、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため提案する。
議案第41号	南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例	認定こども園利用者負担額等を条例で定める必要が生じたこと、これまで規則に定めていた保育料を条例で定めることとしたことから、認定こども園と保育園の利用者負担について一体的に条例を整備する。併せて、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴う改正も含めて本条例を提案する。
議案第42号	南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例	南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を新たに制定するにあたり、本条例を改正する必要が生じたため提案する。
議案第43号	南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例	予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）の公布に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案する。
議案第44号	南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第186号）の施行に伴い、ひとり親世帯等及び多子世帯の幼稚園保育料軽減を行うため、条例の一部を改正する必要があるため提案する。
議案第45号	平成28年度南風原町一般会計補正予算（第3号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,445,435千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,953,022千円とする。

平成28年第3回 南風原町議会 定例会 議案の提案理由

議 案	件 名	提案理由 等
議案第46号	平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,839千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,557,723千円とする。
議案第47号	平成28年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,930千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ778,747千円とする。
議案第48号	平成28年度南風原町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,481千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,517,912千円とする。
議案第49号	平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,773千円とする。
議案第50号	平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,233千円とする。
議案第51号	津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（28－3）の請負契約について	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年南風原村条例第6号）第2条の規定により議会の議決を求める。
議案第52号	津嘉山北土地地区画整理造成工事（28－2）の請負契約について	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年南風原村条例第6号）第2条の規定により議会の議決を求める。
議案第53号	南風原町の住民が那覇市の公共下水道を使用することについて	那覇市の公共下水道を南風原町の住民が使用することについて、那覇市と協議する必要があることから、地方自治法第244条の3第3項の規定により提案する。
議案第54号	訴えの提起について	国民健康保険における診療報酬の不正請求を行った元保険医療機関開設者の医療法人等に対し、当該診療報酬の返還請求等の訴えを提起するため提案する。
認定第1号	平成27年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。（歳入16,304,086千円、歳出14,998,015千円）

平成28年第3回 南風原町議会 定例会 議案の提案理由

議 案	件 名	提案理由 等
認定第2号	平成27年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。（歳入5,018,094千円、歳出6,175,472千円）
認定第3号	平成27年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。（歳入786,994千円、歳出778,889千円）
認定第4号	平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。（歳入1,456,702千円、歳出1,415,617千円）
認定第5号	平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。（歳入20,524千円、歳出19,810千円）
認定第6号	平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。（歳入238,169千円、歳出237,449千円）
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。
報告第5号	平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により報告する。
報告第6号	平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告する。
報告第7号	専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事（27－4）の請負契約金額の変更」の報告について	議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更。
報告第8号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）	法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償額の決定に関する事項。